

## 基準11 管理運営

## (1) 観点ごとの分析

観点11-1-1 : 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

## (1) 校長、各主事等について

校長の職務については、学校教育法をはじめとする関係法令の定めるところ(学校教育法第70条の7「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。」)であり、学則上では特に規定していないが、校長が名実ともに学校運営の責任者であることは明白である。

本校では、学則に基づき、教務主事、学生主事、寮務主事を置き、その役割を定めている(資料11-1-1-1)。

資料11-1-1-1

## 学 則(抜粋)

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
- 4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(出典 明石工業高等専門学校規則集)

本校では、資料11-1-1-2に示すように、内部組織規則において、校長の職務を補佐するため、副校長を置き、学校運営全般について校長を補佐することとしており、教務主事をもって充てている(内部組織規則第2条)。また、校長補佐として、学生主事及び寮務主事を置き、それぞれ校長の職務を補佐することとしている(同第3条)。さらに、教務、学生、寮務の3主事の下に副主事を置き、当該主事の職務を補佐することとしている(同第4条)。

なお、本校の運営組織については、資料11-1-1-3に示すとおりである。

資料11-1-1-2

## 内部組織規則(抜粋)

(副校長)

第2条 本校に副校長を置く。

- 2 副校長は、教務主事をもって充てる。
- 3 副校長は、校長の職務を補佐し、校長に事故があるときは、その職務を代行する。

(校長補佐)

第3条 本校に校長補佐を置く。

- 2 校長補佐は、学生主事及び寮務主事をもって充てる。
- 3 校長補佐は、校長の職務を補佐する。

## (副主事)

第4条本校に教務副主事、学生副主事及び寮務副主事（以下「副主事」という。）を置く。

2 副主事は、講師以上の専任教員をもって充てる。

3 副主事は、当該主事の職務を補佐する。

（出典 明石工業高等専門学校規則集）

## (2) 各種委員会について

各種委員会については、各委員会規則によりその役割を定めており、現在23の委員会を置いている（資料11-1-4）。これらの中で、校長を委員長とする委員会を例示的に挙げると、運営委員会、将来計画・自己点検等委員会、防災対策委員会、教育研究活動評価等委員会及び教員選考委員会であるが、とりわけ、運営委員会は、校長、副校長及び校長補佐、専攻科長、各学科長及び一般科目長、テクノセンター長、事務部の部課長で構成しており、校長のトップマネジメントを支える意思決定に直結した委員会となっている（運営委員会規則第2条及び第3条）。運営委員会で審議・決定された事項についての学内への周知は、学内LAN等を通じて教職員に通知され、特に重要なものについては、全教員で構成する教員会において周知徹底を図っている。

- 1) 将来計画・自己点検等委員会は、中期計画等の策定、自己点検等の実施及び教員の業績評価等を検討事項としている（将来計画・自己点検等委員会規程第3条及び第4条）。
- 2) 防災対策委員会は、防災に関する基本事項を審議する委員会として防災規程の中で定められている（防災規程第4条及び第5条）。
- 3) 教育研究活動評価等委員会は、教員の教育及び研究活動の評価と運用に関する事項を審議する委員会として置かれている（教育研究活動評価等委員会規程第1条）。
- 4) 教員選考委員会は、教員の採用・昇任等に関する選考・審査を行う委員会として教員選考規則の中で定められている（教員選考規則第2条）。

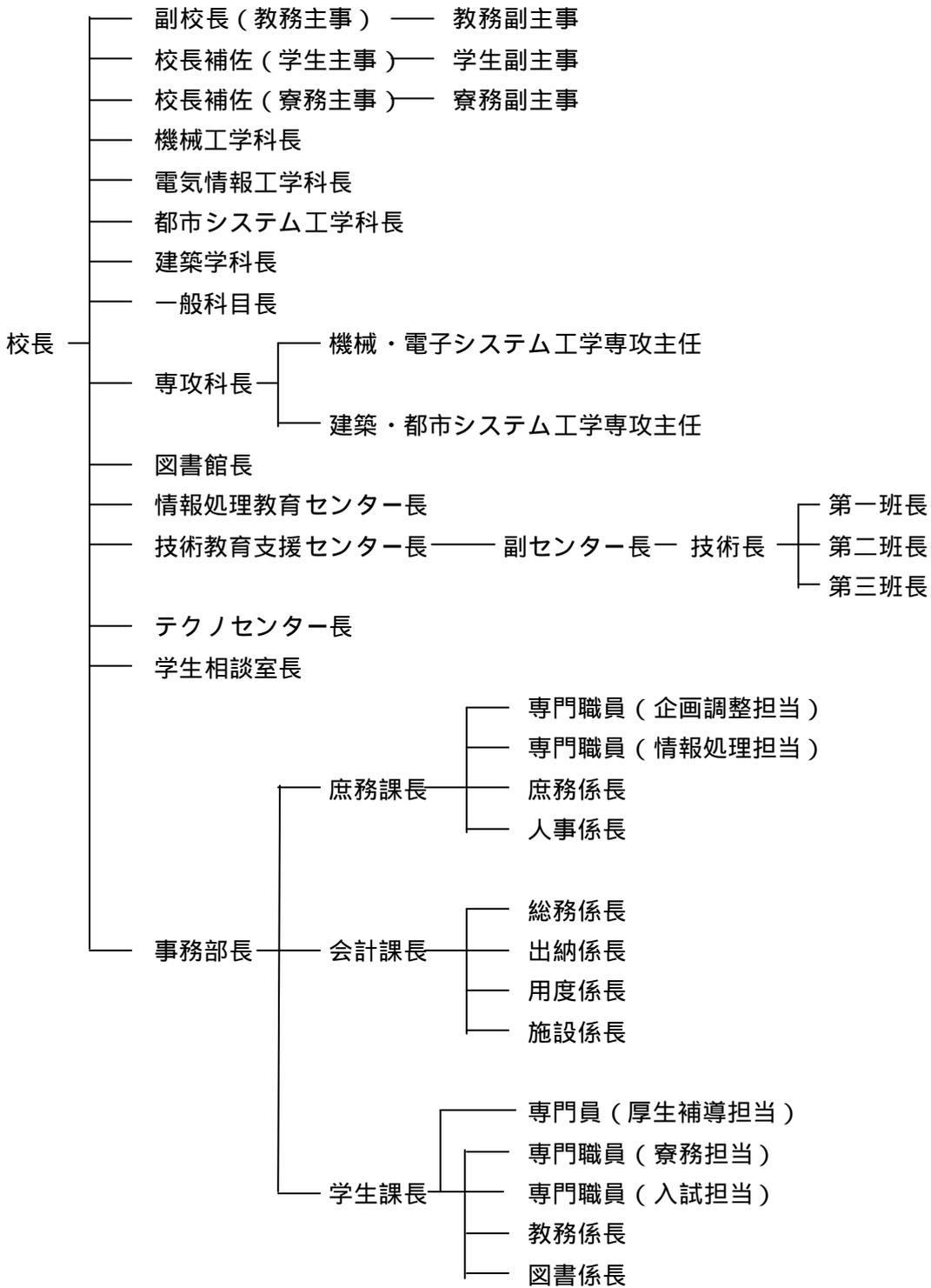
また、教務委員会、学生委員会、学寮委員会については、教務、学生、寮務の各主事を委員長とした校務に直結した委員会である。

これらの各種委員会は、平成16年4月の法人化に際して、委員会機能の見直しを行い、審議の簡素化や合理化を図るため、委員会の統廃合を実施している（平成15年4月現在26委員会 平成16年4月現在23委員会）。

なお、委員会等に係る検討プロセスの一例を示すと資料11-1-5のとおりとなる。

資料11 - 1 - - 3

運 営 組 織 図



( 出典 本校学内LANから )

資料11 - 1 - - 4

## 各種委員会の役割等

(平成17年5月1日現在)

委員会名	主な審議事項	主な委員構成	その他
運営委員会 (年間開催数：12回)	全学の管理運営に関する重要事項	校長，副校長，各校長補佐，各学科長等，部課長	
教員会 (年間開催数：18回)	校長の諮問に応じて，校務全体に係る連絡調整	全教員（議長は互選，部課長陪席）	
教務委員会 (年間開催数：14回)	教育課程の編成等教務に関する重要事項	教務主事及び副主事，各学科等の教員，学生課長	
学生委員会 (年間開催数：22回)	厚生補導及び課外活動に関する重要事項	学生主事及び副主事，各学科等の教員，学生課長	
学寮委員会 (年間開催数：20回)	学寮運営及び寮生の厚生補導に関する必要事項	寮務主事及び副主事，各学科等の教員，関係部課長	
図書館委員会 (年間開催数：6回)	図書館の管理運営に関する必要事項	図書館長，各学科等の教員，関係課長，図書係長	図書館規程の中で規定
情報化推進委員会 (年間開催数：1回)	情報通信技術の活用に関する重要事項	副校長，情報処理教育センター長，情報化推進室長，各学科等の教員，各課長，関係職員	
情報処理教育委員会 (年間開催数：2回)	情報処理教育に関する必要事項	同センター長，各学科等の教員，関係技術職員	必要に応じて，専門委員会を設置
将来計画・自己点検等委員会 (年間開催数：4回)	中期計画，点検・評価に関する必要事項	校長，副校長，各校長補佐，各学科長等，図書館長，各センター長，関係委員会委員長，各部課長	必要に応じて，作業部会を設置
技術教育支援センター委員会 (年間開催数：4回)	同センターの組織・運営に関する重要事項	センター長，副センター長（庶務課長），各学科等の教員，技術長及び各班長，関係課長	
テクノセンター委員会 (年間開催数：7回)	同センターの組織・運営に関する重要事項	センター長，各学科等の教員，各課長	テクノセンター規程の中で規定
施設設備委員会 (年間開催数：2回)	施設整備，設備の充実等に関する必要事項	副校長，関係副主事，各学科長等，図書館長，各センター長，各課長	必要に応じて，専門委員会を設置
広報委員会 (年間開催数：6回)	広報活動に関する必要事項	委員長（校長指名），各学科等の教員，情報化推進室長，関係課長	必要に応じて，専門委員会を設置
人権教育推進委員会 (年間開催数：3回)	人権教育に関する基本事項	委員長（校長指名），各学科等の教員，各課長	
レクレーション委員会	職員の能率増進，レクレ	庶務課長，各学科等の教員等	

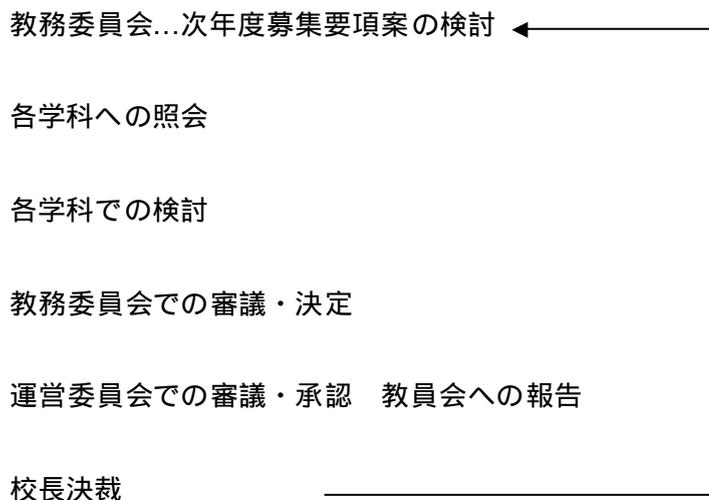
(年間開催数：2回)	ーションに関する事項		
防災対策委員会 (年間開催数：1回)	防災に関する基本事項	校長，各主事，各学科長等，部課長	防災規程の中で規定
情報公開委員会	情報公開に関する必要事項	副校長及び校長補佐，専攻科長，図書館長，部課長	個人情報保護に係る改正作業中
FD委員会 (年間開催数：12回)	教員研修及び教育活動の点検・改善に関する必要事項	校長指名の教授，各学科等の教員，学生課長	必要に応じて，専門委員会を設置
安全衛生委員会 (年間開催数：5回)	教職員の安全管理に関する基本事項	副校長，衛生管理者，産業医，関係課長	
教育研究活動評価等委員会 (年間開催数：1回)	教育研究活動に関する必要事項	校長，副校長及び校長補佐，校長指名の委員	
知的財産委員会	特許等の手続きに関する必要事項	テクノセンター長，各学科等の教員，関係課長	
専攻科・JABEE委員会 (年間開催数：13回)	専攻科及びJABEEプログラムに関する必要事項	専攻科長，専攻主任，各学科等の教員，学生課長	必要に応じて，専門委員会を設置
教員選考委員会 (年間開催数：8回)	教員候補者選考に関する必要事項	校長，副校長，各学科長及び一般科目長，当該学科の教授	

- (注) 1. 年間開催数は，平成 16 年度中の開催数を示す。  
 2. 主な委員構成の中の 印は，委員長を示す。  
 3. 小委員会や部会は当該の委員会に含まれる。

(出典 本校学内 LAN から)

資料11 - 1 - - 5

(例) 教務委員会関係・・・募集要項の改訂



(出典 教務委員会の活動をもとに作成)

(分析結果とその根拠理由)

校長をはじめ、学則でその役割を明示している教務、学生及び寮務の3主事並びに副校長職を置き、学校運営全般について校長を補佐することとしている。また、各主事の補佐役として副主事をそれぞれ置いており、校長のリーダーシップを補佐する役職の教職員を適正に配置し効果的な意思決定が行える態勢となっている。

学校運営に係る重要な委員会は、校長を委員長とする運営委員会、将来計画・自己点検等委員会、防災対策委員会、教育研究活動評価等委員会及び教員選考委員会がこれに該当する。特に、運営委員会は、管理運営に係る重要事項を審議する委員会として定義づけられている。また、学校運営に係る重要な委員会として、教務、学生、学寮の3委員会を置き、当該担当主事がそれぞれ委員長として委員会の運営を行っている。

改善に向けての提案等があった場合は、該当の委員会で審議・検討を行い、内容により運営委員会で審議・決定するというプロセスを採っている。また、運営委員会の議事録等は、学内LAN等を通じて教職員に周知している。特に重要なものについては、全教員で構成する教員会において周知徹底を図っており、学校運営における決定事項が遺漏のないよう留意されている。

以上のことから、本校では学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっている。

観点11-1-1 : 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(観点に係る状況)

(1) 各種委員会について

本校における各種委員会の担当状況は既述のとおりであるが(資料11-1-1-4参照)、これらの委員会には、専攻科、各学科及び一般科からそれぞれ委員を選出し、その役割により適宜委員を加えることとしている。こうして学校運営を円滑に行うため、23の委員会が置かれているが、この中で、運営委員会は全学の管理運営を円滑に行うための組織として、管理運営に関する重要事項を審議する委員会である(資料11-1-1-1)。

資料11-1-1-1

運営委員会規則(抜粋)

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関すること。
- (2) 管理運営に関する重要事項
- (3) 他の委員会において運営委員会の議を経ることとなった事項
- (4) その他校長が必要と認めた事項

(委員長及び委員会の招集)

第4条 校長は委員長となり委員会を招集する。ただし、議事の進行は、副校長が行う。

2 委員長に事故あるときは、副校長が代行する。

(出典 明石工業高等専門学校規則集)

また、校務に直結する委員会として、教務、学生、学寮の各委員会が置かれており、

- 1) 教務委員会では、教育課程の編成及び教育計画の立案その他教務に関する事項について
  - 2) 学生委員会では、学生の補導厚生及び課外教育に関する事項について
  - 3) 学寮委員会では、学寮の運営及び寮生の補導厚生に関する事項について
- それぞれ審議事項としている（教務、学生、学寮の各委員会規程）。

各種委員会規程には事務部における担当課が示されているが、資料11-1-4に示すように、事務部の担当課長が委員として参画し、教職員が協働で当該委員会の担当に当たり、実務的な機動性を発揮することができるような委員構成としている。

## (2) 事務組織について

事務組織については、事務部に庶務課、会計課及び学生課を置き（資料11-1-3参照）、事務分掌規程により各課における係等ごとの担当業務を定めている（資料11-1-2）。概略を示すと、

- 1) 庶務課においては、諸会議や諸行事、中期計画や点検・評価、広報や事務の情報化、人事や労務管理、産学連携や国際交流
- 2) 会計課においては、予算や決算、物品管理やキャッシュフロー管理、監査や環境保全
- 3) 学生課においては、入試や教務、学生サービスや学生厚生事業、学生寮や図書館などに関する業務をそれぞれ担当している。

また、事務部長、3課長、専門員、専門職員及び係長で構成する事務連絡協議会を組織し、事務部及び学校運営に係る事務処理等について検討を行い、日常業務の改善に役立てるとともに、3課における情報の共有を図っている。

これら事務組織が、管理運営に関する重要事項を審議する運営委員会と密接に連携するため、運営委員会開催前に部課長による定例の打合せを行い、学校運営の重要事項についての審議に当たって、審議事項を精査した上で、委員長である校長及び議長である副校長と予め検討を行っている。

資料11-1-2

### 事務組織規程（抜粋）

（事務部の組織）

第2条 事務部に庶務課、会計課及び学生課を置く。

（庶務課の事務）

第3条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- （1）学校の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- （2）機密に関すること。
- （3）儀式・会議、その他諸行事に関すること。
- （4）学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること
- （5）内地研究員及び海外先進教育研究実践支援プログラムによる派遣に関すること。
- （6）科学研究費及び研究助成等に関すること。
- （7）学術団体等との連絡に関すること。
- （8）自己点検・評価及び外部評価に関すること。

- ( 9 ) 広報及び情報公開に関すること。
- ( 10 ) 渉外に関すること。
- ( 11 ) 法人書類の接受，発送，編集及び保管に関すること。
- ( 12 ) 学校印を管守すること。
- ( 13 ) 地域社会等との連携に関すること。
- ( 14 ) 各種業務の電算化に係る企画，立案及び連絡調整に関すること。
- ( 15 ) 事務用電子計算機の管理及び運用に関すること
- ( 16 ) 事務情報化の推進に関すること。
- ( 17 ) 任免・懲戒及び服務等に関すること。
- ( 18 ) 給与に関すること。
- ( 19 ) 定員及び現員に関すること。
- ( 20 ) 出張及び研修に関すること。
- ( 21 ) 勤務評定に関すること。
- ( 22 ) 健康管理，福祉及び労働災害補償に関すること。
- ( 23 ) 共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。
- ( 24 ) 栄典，表彰に関すること。
- ( 25 ) 人事記録に関すること。
- ( 26 ) 職員宿舍の居住者の選考に関すること。
- ( 27 ) 調査統計，その他諸報告に関すること。
- ( 28 ) 構内の警備取締りに関すること。
- ( 29 ) 技術教育支援センターに関すること。
- ( 30 ) その他，他の課の所掌に属さないこと。

( 会計課の事務 )

第 4 条 会計課においては，次の事務をつかさどる。

- ( 1 ) 予算実施計画に基づく収入及び支出の原因となる行為に関すること。
- ( 2 ) 予算の差引に関すること。
- ( 3 ) 予算配賦に関すること。
- ( 4 ) 競争入札に関すること。
- ( 5 ) 契約に関すること。
- ( 6 ) 債務者に対する納入の請求に関すること。
- ( 7 ) 現金，預金，貯金及びその他有価証券の管理に関すること。
- ( 8 ) 帳簿その他証拠書類の保存に関すること。
- ( 9 ) 債権の管理に関すること。
- ( 10 ) 月次決算及び年度末決算に関すること。
- ( 11 ) 資産及び物品の管理に関すること。
- ( 12 ) 会計の監査に関すること
- ( 13 ) 収入，支出及び計算証明に関すること。
- ( 14 ) 所得税等の徴収に関すること。
- ( 15 ) 土地，建物の借入に関すること。

- (16) 職員宿舎に関すること。
- (17) 科学研究費補助金の経理に関すること。
- (18) 共済組合に関すること。
- (19) 会計諸規程に関すること
- (20) 会計機関の公印の管守に関すること。
- (21) 土地，建物及び工作物の整備復旧に関すること。
- (22) 土地，建物及び工作物の維持保全に関すること。
- (23) 学校環境の整備保全に関すること。
- (24) その他会計経理に関する事務を処理すること。

(学生課の事務)

第5条 学生課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関すること。
- (2) 学生の修学指導に関すること。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (4) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること
- (5) 学生の学籍に関すること。
- (6) 学生の実習に関すること。
- (7) 学生の課外教育に関すること。
- (8) 学生及び学生団体の指導監督に関すること。
- (9) 学生に対する奨学金，授業料の減免，猶予及び経済援助に関すること。
- (10) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
- (11) 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関すること。
- (12) 学生に対する職業指導及び就職あっせんに関すること。
- (13) 学生旅客運賃割引証に関すること。
- (14) 学生寮の管理運営に関すること。
- (15) 学生の入退寮に関すること
- (16) 寮生の指導監督に関すること。
- (17) 日本スポーツ振興センター「災害共済給付」の事務に関すること。
- (18) 図書館資料の受入並びに整理及び保存等に関すること。
- (19) 図書館資料の閲覧，貸出等利用に関すること。
- (20) 図書館における参考奉仕（検索指導，読書相談等）に関すること。
- (21) その他教務，厚生補導及び図書に関する事務を処理すること。

(出典 明石工業高等専門学校規則集)

(分析結果とその根拠理由)

管理運営を円滑に行うために置かれている運営委員会では，1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事，2) 管理運営に関する重要事項，3) 他の委員会において運営委員会の議を経ることとなった事項，4) その他校長が必要と認めた事項，を審議事項とし(運営委員会規則第3条)，校長が委員長，副校長が議事進行を行うこととしている(同規則第4条)。

また，教務，学生，学寮の各委員会は，それぞれ教育課程，厚生補導，寮の運営等に係る必要事

項を審議する校務に直結した委員会であり、担当の各主事が委員長を務めることで管理運営に係る校長のトップマネジメントを支える重要な役割を果たしている。

事務組織は、事務組織規程及び事務分掌規程に示されているように、庶務、会計、学生の3課に分かれており、それぞれ管理運営に係る所掌事務を分掌している。事務部長及び3課長は運営委員会の委員として参画しており、管理運営に係る重要事項の審議に直接加わっている。また、各種委員会には事務担当としてだけでなく、課長が委員として加わることで実質的な審議を実務的に支えている。これにより、単なる事務担当ではなく委員として参画することにより、効果的な運営に資するよう、実質的な役割と責任を担っている。

以上のことから、本校では管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動している。

観点11-1-1 : 管理運営の諸規定が整備されているか。

(観点に係る状況)

(1) 関係諸規則の整備状況について

本校では、管理運営に直接関係する諸規則として、学則を受けて定められている内部組織規則、事務組織規程、事務分掌規程、運営委員会規則をはじめとして、資料11-1-1-1に示すように情報公開や情報セキュリティ、健康安全管理、レクレーションやセクハラ防止、教職員安全衛生管理、施設管理や防災、毒劇物の管理や図書館などに係る諸規則・規程を整備している。

これらの諸規則は体系的に整備され、学内LANに掲載されており、教職員が必要に応じていつでも参照することが可能である。また、諸規則に改正等があった場合は、全教職員にメール通知した上で、学内LANの該当箇所に掲載している。

資料11-1-1-1

諸規則等整備状況(委員会を除く管理運営関係のみ)

規則等の名称	主な内容	直近の改正等
内部組織規則	学内の組織	平成16年4月1日
事務組織規程	事務組織とその所掌	平成17年4月1日
事務分掌規程	各課の係等とその分掌	〃
公印規程	公印の管理	平成14年6月7日
文書処理規程	文書の適正かつ迅速な処理	平成16年4月1日
行政文書管理規程	行政文書の保管と管理	平成14年4月1日
情報公開取扱要領	行政文書の情報公開	平成13年4月1日
情報セキュリティに関する規程	情報基盤の整備及び情報資産の管理	平成15年5月9日
教職員安全衛生管理規程	教職員の安全及び衛生管理	平成16年10月6日
施設等管理規程	土地、建物及び施設設備の管理	平成14年4月1日
防災規程	災害発生の防止と災害発生時の被害の軽減・復旧	平成14年4月1日
毒物及び劇物の管理に関する規則	毒劇物の適正管理	平成16年4月1日

学生相談室規程	相談室の組織と運営	平成16年4月1日
図書館規程	図書館の管理運営	平成14年4月1日
情報処理教育センター規則	同センターの組織と業務	平成15年4月1日
テクノセンター規程	同センターの組織と業務	平成15年2月20日
技術教育支援センター規則	同センターの組織と業務	平成16年4月1日
セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要項	セクシュアル・ハラスメントの相談対応や防止等	平成16年4月1日

（出典 明石工業高等専門学校規則集から作成）

（分析結果とその根拠理由）

管理運営に係る諸規則等が整備されているほか、情報公開や情報セキュリティ、健康安全管理、レクリエーションやセクハラ防止、教職員安全衛生管理、施設管理や防災、毒劇物の管理や図書館などに係る諸規則・規程が整備されている。

各種委員会及び運営委員会等で諸規則の改正等があった場合には、全教職員にメール通知した上で、学内LANの該当箇所に掲載し周知徹底が確実に行われており、必要なときに参照することができるようになっている。

以上のことから、本校では管理運営の諸規定が整備されている。

観点11 - 2 - : 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

(1) 外部評価委員会等

本校では、外部有識者等の意見を学校運営に反映させるため、平成10年6月に懇話会を設置し、行政、報道、有識者、卒業生代表等から高専教育に対する意見を聴取する体制を整備した。

平成15年からは、懇話会の活動を引き継ぐかたちで外部評価委員会を設置し、平成15年9月に外部評価報告書（提言）（参考冊子）として報告書がまとめられている。この中で、管理運営に直接関係する事項を例示的に挙げると、1）将来計画関係の委員会には校長が加わるべきであること、2）法人化を目前にして事務処理の簡素化のためにIT化を進めること、などの意見があったが、1）については、将来計画・自己点検等委員会の発足とともに校長を委員長とし、2）については、学内LANの整備を進めてきた結果、「事務機構簡素化に貢献している」との評価を得ている。

(2) 後援会

学校の関連団体として設置されている後援会は、学生の保護者による団体であり、校長が顧問として参画している。毎年1回開催される総会には、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事等が陪席し、保護者からの意見を学校運営の参考として取り入れ、開かれた学校運営を目指している。

後援会総会等を通じて、これまでから要望が寄せられていた、女子寮の設置については、本校の継続的な努力により、平成16年度に既設学寮の改修により実現することができた。

(分析結果とその根拠理由)

外部からの提言・評価を念頭に置き設置された懇話会は、平成11年から14年にかけて活動し報告書を5回にわたり刊行しており、外部からの貴重な意見として学校運営に活用された。また、懇話会の機能を引継いで外部評価委員会を設置し、平成15年に外部評価報告書(提言)を刊行している。

後援会からの保護者の意見は、学生の学習指導や生活指導等に直結する課題が多く、女子寮の設置に見られるように学校運営に活かされている。

以上のことから、本校では外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されている。

観点11-3- : 自己点検・評価(や第三者評価)が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

(観点到に係る状況)

(1) 自己点検・評価の実施状況

平成3年の高等専門学校設置基準の改正に基づき、自己点検・評価制度が導入され、これを受け、平成4年から「自己点検・自己評価検討委員会」を設置し点検・評価活動を開始した。同委員会は、平成16年から「将来計画・自己点検等委員会」として活動を継続している。

これまでの点検・評価活動は、資料11-3- - 1のとおり、とりまとめて刊行されている。

資料11-3- - 1			
点検・評価報告書等関係刊行物一覧			
刊行物の名称	発行年月	内容その他	公表の状況
明石工業高等専門学校の現状と課題	平成6年11月	全学的な自己点検・評価	関係機関及び学内へ配付*
明石工業高等専門学校の現状と課題 (第2版)	平成11年3月	全学的な自己点検・評価	〃
研究と教育の現況	平成8年3月	研究・教育活動の状況	〃
研究と教育の現況1998年版	平成10年12月	〃	〃
年度計画実施状況報告書(平成16年度)	平成17年5月	平成16年度計画の自己評価	
懇話会第1回報告書	平成11年6月	外部評価	〃
懇話会第2回報告書	平成12年6月	〃	〃
懇話会第3回報告書	平成13年5月	〃	〃
懇話会第4回報告書	平成13年8月	〃	〃
懇話会第5回報告書	平成14年5月	〃	〃
外部評価報告書(提言)	平成15年9月	〃	〃
将来計画検討委員会(答申)	平成13年3月	自己評価に基づく提言	〃

\* 関係機関とは、神戸大学をはじめ近隣の大学及び全国の高等専門学校

(出典：刊行報告書等から作成)

## (2) 外部評価の実施状況

本校では、学外からの貴重な意見を適切な学校運営に活かすため、平成15年度に外部評価委員会を組織し、外部評価を実施し、平成15年9月に報告書を刊行している。外部評価委員会の構成は、以下のとおりである（資料11-3-2）。

また、既述のように、外部評価委員会としては組織されていなかったが、外部評価委員会の前身組織として、学外有識者及び卒業生代表等からなる懇話会が活動実績を残しており、5回にわたって報告書を刊行している（資料11-3-1）。

資料11-3-2

平成15年度外部評価委員会委員の構成

	氏名	職名(当時)
委員長	森脇 俊道	神戸大学工学部長
委員	青木 素直	三菱重工業(株)高砂研究所長
"	石山 靖男	神戸新聞社監査役
"	江木 耕一	兵庫県産業労働部長
"	北口 寛人	明石市長
"	杉本 健三	兵庫県教育委員会教育次長
"	中澤 重一	中澤技術士事務所
"	深津 隆彦	日工(株)取締役

(出典 「明石工業高等専門学校外部評価報告書(提言)」から)

## (3) JABEEへの取り組み状況

高等教育機関における技術者教育を充実させ、国際的に通用する技術者を育成できるよう、教育プログラムを審査し認定するJABEE認定プログラムの評価が日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education: 略称JABEE)により実施されており、JABEE認定を受けられる教育機関は4年制大学と専攻科を有する高専・短大である。

本校では、準学士課程の4学科と専攻科課程の2専攻を複合した教育プログラム(共生システム工学)を設定し、技術者教育の更なる充実・改善に取り組んでいる。本校の「共生システム工学」教育プログラムは、2003年度にJABEE認定プログラムの工学(融合複合・新領域)関連分野として認証を受けた。

こうした取り組みについては、本校ホームページを通じて学内外に詳しく公表している。

## (分析結果とその根拠理由)

現状と課題を分析した自己点検・評価を実施し報告書を刊行している。外部評価については、懇話会が報告書を5回にわたり刊行し、その機能を引き継ぐかたちで外部評価委員会が報告書(提言)を刊行している。また、学校としての平成16年度計画実施状況報告書を取りまとめ、全教職員に配付している。

JABEE認定プログラムへの取り組みは、ホームページを通じて学内外に公表するとともに、要覧

や学生生活の手引きによって、全教職員及び全学生に周知している。本校ホームページには、同プログラムへの取り組みを示すとともに、学習・教育目標、プログラムの修了要件、履修対象者や学生からの質問への回答などを掲載し、構成員への理解を促進している。

以上のことから、本校では自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されている。

観点11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

（観点到係る状況）

(1) フィードバックシステムの整備状況及び運営状況

自己点検・評価は、全教職員が何らかの関わりを持つことで意識喚起を行っており、外部評価委員会による評価結果は、報告書を配付し、全教職員を対象にその内容を周知した。自己点検・評価報告書等は、刊行の都度、全教職員に配付している（資料11 - 3 - - 1 参照）。

評価結果による課題については、将来計画・自己点検等委員会で具体的な検討を行い、必要に応じて運営委員会で審議することとしている。また、改善に係る事項について教員からの申し出があった場合、各主事がその内容を確認し教務、学生、学寮の各委員会で検討し、必要に応じて運営委員会で審議決定をしている。

改善の具体例としては、1) 自己点検・評価報告書において指摘されている事務組織の簡素化・合理化については、適宜見直しを行ってきたが、平成17年4月から学生課の組織変更を行い、4係体制から1専門員、2専門職員、2係体制へ移行し（基準2で説明）、入試業務等の時期に合理的な人員の配置を行うことができたようになったこと、2) 自己点検・評価報告書において、教職員の負担軽減や審議の合理化を図るため委員会の統合が求められており、平成16年度の法人化を契機に見直しを図ったこと、3) 平成15年度に実施した外部評価において、将来計画関係の委員会は重要な委員会なので、校長を加えるべきとの指摘を受け、運営委員会での検討を経て、校長が委員長となり、平成16年から「将来計画・自己点検等委員会」として再スタートしていること、などが挙げられる。

また、自己点検・評価による検討課題、5回にわたる懇話会の意見や外部評価委員会の提言などを参考として、本校としての第1期中期計画（平成16年度～平成20年度）を策定しており、その中で具体的な計画として採り上げている。

（分析結果とその根拠理由）

評価結果を全教職員が共有できるよう報告書を配付し、周知徹底を図っている。

また、評価結果を運営に活かすために、将来計画・自己点検等委員会で検討を行い、運営委員会での審議を経て決定するという仕組みがシステム化されている。

以上のことから、本校では評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### (優れた点)

- ・ 管理運営に係る関係諸規則等が整備されており、学内LANにより全教職員が閲覧することが可能である。また、改正の場合にはメール通知により周知されている。
- ・ 自己点検・評価及び外部評価を継続的に実施し、報告書等を刊行している。特に、外部評価をこれまでに6回実施している。
- ・ 「共生システム工学」教育プログラムが、工学（融合複合・新領域）関連分野で2003年度JABEE認定を受けている。

### (改善を要する点)

- ・ 特になし

## (3) 基準11の自己評価の概要

管理運営に係る意思決定の仕組みについては、学則に基づき、教務主事、学生主事、寮務主事を置き、その役割を定めている。また、副校長として教務主事をもって充て、校長補佐として学生主事及び寮務主事をもって充てている。また、各種委員会については、各委員会規則等によりその役割を定め、現在23の委員会を置いている。特に、運営委員会は、校長、副校長及び校長補佐、専攻科長、各学科長及び一般科目長、事務部の部課長で構成しており、校長のトップマネジメントを支える意思決定に直結した委員会となっている。

事務組織については、事務部には庶務課、会計課及び学生課が置かれている。管理運営に関する重要事項を審議する運営委員会と密接に連携するため、部課長による定例の打合せを行い、審議事項を精査した上で、校長（委員長）及び副校長（議長）と運営委員会開催前に検討を行っている。

関係諸規則の整備状況については、管理運営に係る諸規則を整備している。

外部有識者の意見については、平成15年から懇話会の活動を引き継ぐかたちで外部評価委員会を設置し、平成15年9月に外部評価報告書（提言）として報告書がまとめられ、管理運営に反映されている。また、学生の保護者により構成される後援会総会には、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事等が陪席し、保護者からの意見を学校運営の参考として取り入れ、開かれた学校運営を行っている。

自己点検・評価の実施については、平成4年に「自己点検・自己評価検討委員会」を設置し点検・評価活動を開始しており、同委員会は平成16年から「将来計画・自己点検等委員会」として活動を継続している。JABEEについては、本校の「共生システム工学」教育プログラムが、2003年度にJABEE認定プログラムの工学（融合複合・新領域）関連分野として認証を受けた。

評価等のフィードバックシステムの状況については、外部評価委員会による評価報告書を刊行すると共に、その内容を周知するため、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書を全教職員に配付している。